

註

- (1) 『明代京營史研究』(響文社、一九九八年) 四七頁。
 (2) 『明實錄』洪武二年正月丁亥の條。
 (3) 拙稿『洪武朝の月糧について』(『國士館大學文學部・人文學會紀要』三三、二〇〇〇年十二月)
 (4) 拙稿『嘉靖二十九年の京營改革について』(『東方學』六三、一九八〇年)

二〇〇一年二月 東京 國書刊行會
 A5判 七〇一頁 二二〇〇〇圓

新村容子著

アヘン貿易論争——イギリスと中國——

岡本隆司

十五年ほど前、評者が中國近代史の研究らしきものをはじめたころ、四川アヘンに關する著者の論文を偶然、手にとり讀んで受けた衝撃は、今でも生々しく思ひ出す。當時いわゆる廣東貿易を調べていたこともあつて、中國のアヘンといへば、イギリスがもちこむものしかない、と思ひ込んでいたからだ。もちろん人眼にはいかにも噴飯物で、何も知らなかった、といつてしまへば、それだけのことである。しかしそのとき、衝撃を覺えた當の本人は、自分の無知を棚に上げて、研究の偏向を強く感じた。やがて無知を自覺し、知識がついてくるにつれ、自分の思ひ込みも修正できたはずのだが、最初の感覺はいまなお、つきまとつて離れない。

そうした感覺のなせるわざか、評者は以來ずっと、著者の研究に注目し、論文が出るたび、缺かさずくりかえし讀んできた。愛讀者を自任してはばからない。著者が進めてこられた研究の集大成たる本書の上梓は、そんな評者にとつても、感慨深いものがある。

前篇 イギリスにおけるアヘン貿易論争

第一章 イギリス人のアヘン貿易觀(一九九八年四月)

第二章 オールコックとアヘン貿易(一九九九年十二月)

第三章 イギリスにおけるアヘン貿易反對運動と中國(一九九

一年(二月)

第四章 イギリス人から見た中國のアヘン吸飲(一九九四年一月)

第五章 ナオロジと「アヘン貿易反對協會」(一九九八年二月)

後篇 中國アヘンをめぐる論争

第一章 中國アヘンの起源(一九九八年二月)

第二章 弛禁論の評價をめぐって——「カントン・アヘン論」批判——(一九九九年六月)

第三章 清末四川省におけるアヘンの商品生産(一九七九年三月)

第四章 中國アヘンをめぐる政策論争——署貴州巡撫李用清のアヘン生産論を中心に——(一九九三年三月)

補篇を除く構成は以上のとおり、(一)に附記した各章の初出年次をみれば、本書の研究が、いかに精力的だったか、一目瞭然であろう。後篇第三章以外、すべて一九九〇年代の著述であり、しかもテーマを同じくしながら、本書に収めない論考もあって、そのめざましさには瞠目すべきものがある。かくも集中的な研究なら、題材の選擇、課題の設定、解明には一貫した體系がそなわっているはずであり、本書の構想を掴むには、その筋道をたどってゆくのが捷徑であらう。

まず一九世紀後半の四川、なかんずく地主制の研究を手がけられた著者は、アヘンの商品生産がそこで重要な位置を占めていた事實にいちちやく着眼し、近代四川地域史と中國アヘンを研究テーマに設定する。その後、渡英してイギリス社會に肌で觸れたことで、心

ならずも中斷を餘儀なくされていた著者の研究は、一大轉機をむかえる。「イギリス近代」の社會は「多元」的で、アヘン觀も「多樣」であったこと、そこで現實に、中國アヘンが問題となっていたことを發見したからである。こうして著者が案出したのが、イギリス側のアヘン貿易に對するみかたから、當時の中國に接近して中國の認識と中國アヘンをみなおし、中國アヘンに對する中國側のみにに照らし、あらためてイギリスのアヘン貿易とその認識を考える方法である。

これを各章の敘述に即してみよう。著者が一樣ならざるイギリス人のアヘン觀の典型としてとりあげたのは、アヘン貿易反對運動である。それを題材に前篇第三章のもととなる論文が誕生し、そこにもりこまれた論點が、さらに派生、獨立、深化するという経過をたどって、本書の各章が生まれていった。そうした意味で、前篇第三章は本書全體の出發點であり、總論の位置をも占めるから、まずはじめにとりあげなくてはならない。

アヘン貿易反對運動と「アヘン貿易反對協會」(Anglo-Oriental Society for the Suppression of the Opium Trade 以下、「協會」(と略稱)のなりたちや活動は、本書を繙く豫備知識として、序章でひととおり説明を加えてあるものの、その理念と主張をつぶさにみるのは、この前篇第三章である。一八七四年に結成された「協會」の中英關係に對する認識は、一言でいえば、イギリスが中國にアヘンを強要している、というものであった。有名な林則徐のヴィクトリア女王あて書簡、一八六九年、天津條約改訂交渉時の「恭親王覺書」、そして一八七八年、一八八一年の二度にわたり「協會」へ送られてきた「李鴻章書簡」がその根據をなす。いずれも道義的

な觀點から、アヘン貿易に反対だと表明するところから、中國はアヘン戦争前から一貫して、「アヘンを強要されなかったならばそれを追放するはずだ」だったのである。

ところがこの認識は、中國駐在のイギリス領事が寄せる報告と、往々にして食い違っていた。かれらは當時、中國のアヘン生産が著しい擴大をみせており、その中心地たる四川省は、アヘンの生産でもっとも豊かな地方となった、そうしたアヘン生産擴大は、當局の意圖的な無策でもたらされた、と傳えていたからである。中國が「道義的觀點からアヘン追放を望んでいる」と信じる「協會」は、インドアヘンの輸入「強制」が元兇だと反論するいっぽう、「アヘン追放」の「條件が整うように急がなければならなかった」。それにはまず、アヘン貿易に對する自由な課稅權を中國側に認める必要がある。こうして「協會」は、中國側が求める輸入アヘンの課稅を不服として、イギリス政府が拒んでいる芝罘條約批准の早期實現をめざす運動を展開する。その議會内外の影響力と反響は、イギリス政府も無視できないほどに大きくなっていった。

しかし「アヘン追放を望んでいるはず」の「中國人自身が、彼らの消費するアヘンの主たる生産者であるという事實」は、解きがたいパズルである。それなら清朝のアヘン政策は、現實にはいかなるものだったのか。それは確かに一元的なものではなく、アヘン生産を禁止しようとする考え方もあれば、奨励しようとする考え方もあった。「協會」と領事の論争に、容易に決着がつかなかったのも、それが一因である。だが對外的にどうだったか、という點では、最大公約数的なところが割り出せる。その手がかりとなるのは、「協會」がロンドンで接觸した駐英公使郭嵩燾の意見をめぐるやりとり

である。郭嵩燾は「協會」の主張に共鳴し、清朝本國に上奏して、國內のアヘン吸飲と罂粟栽培を禁ずるよう求めた。これに對し本國では、江西巡撫の劉秉璋が「協會」の主張、イギリスの「義俠心」は批判を逸らすための口實だと反駁し、國內のアヘン生産はイギリスから自國の富を奪回するものと位置づけた。外交に大きな影響力を持つ李鴻章も、劉秉璋の考え方に與して、清朝側全體を通じてみれば、こちらのほうが「主流」であった。國內の「アヘン追放を望んでいる」という「協會」の主張は、清朝の政策とは逆行していたのである。

もっとも兩者は、アヘン貿易、インドアヘンの中國輸入を敵視する點で一致する側面があり、そこから芝罘條約の批准も、當面は共通の要求となっていた。しかし清朝側の關心は「インドアヘン貿易の停止をイギリスに訴えるというよりも、インドアヘンの輸入稅や釐金を引き上げるという目標に集中していた」のであって、上述の「李鴻章書簡」も、イギリス政府に對する「協會」の影響力を利用した外交工作にはかならない。芝罘條約追加條款の締結で、それが明らかになった。中國が要求し、貫徹した輸入アヘンの課稅額は、「アヘン貿易を停止に導くような制限的課稅ではなかった」からである。「協會」には「中國はアヘン貿易停止を望んでおらず、むしろアヘン貿易からより多くの課稅收入を獲得しようと目論んでいるのではないかという疑念が擴がって、その中國に對する道義的な期待は、無慘に打ち碎かれた。目標を失ったアヘン貿易反對運動は、組織分裂の危機に陥る。

こうしてアヘン貿易反對運動を通じ、一方ではイギリス側の認識、他方で中國側の政策が、あわせて把握できたけれども、いずれ

もなお短期的で、大づかみなものとどまる。そのうち前者の、いっそう包括的、具體的な考察は、前篇の殘る四章を費やす作業となる。

第二章は一八六〇年代末から七〇年代初め、つまり第三章が敘述の對象とした本格的なアヘン貿易反對運動に先行する時期を扱う。一八六九年、中英間で定められてきた天津條約改訂交渉の結果、いわゆるオールコック協定が結ばれる。輸入アヘンの關稅引き上げを規定したこの協定は、イギリス政府がその批准を拒否したため、現實には何の效力もたなかった。注目に値するのは、協定そのものではなく、交渉にあつた公使オールコックがこのとき、インドとイギリスでアヘン貿易の停止をよびかけた事實にある。

オールコックのこうした行動は、總理衙門との交渉、なかなしく「恭親王覺書」で、イギリスがアヘン貿易をやめるなら、中國國內のアヘン生産・消費を禁絶させる用意がある、と清朝側が表明したことを動機とする。ところがインド政廳は、これに反撥、「恭親王覺書」を中國國內からインドアヘンを驅逐する策略だとみなし、オールコックと激しい論争を展開した。いっぽう歸國したオールコックは、本國でもやはり同じよびかけを行つて、アヘン貿易反對派から大きな歡迎をうけている。

しかし當時すでに顯著となつていた中國アヘンの生産擴大は、どう見ても、「恭親王覺書」の趣旨とは矛盾する。そのことを知らぬはずはないオールコックが、あえてアヘン貿易の停止を訴えたのは、それが清朝政府内の「排外派」に對抗する總理衙門の勢力強化を促すとみた、かれなりの政治判斷にもとづくものだった。そうした點、同じくアヘン貿易の停止をとなえても、本國のアヘン貿易反

對派とは異質であつて、實際かれは一八八〇年代には、「變節」しながら、「協會」批判を公然と口にする。逆にいえば「オールコックの中國認識」は、アヘン貿易反對運動の「道義的」特性を照らし出すものともいえる。

さらにオールコックが六〇年代末という時點で、アヘン貿易停止を主張できた客觀的な條件として、インドアヘン貿易がすでにイギリス商人の手から離れ、アジア系商人の手中に入りつつあった情況があつた。第一章はこうした當時の推移をも考えあわせて、アヘン貿易に對する認識をさらに詳しくみると同時に、その客觀的な位置づけをも試みる。

その恰好の事例となるのは、インドがアヘンを輸出するにあつて、ベンガルのアヘン「專賣」制度を撤廢し、マルワアヘンの「自由貿易」制度を適用しようとする議論である。インドで一八六〇年代、イギリス本國では七〇年代後半におこつたこの議論は、けっきょくインド政廳の拒否に遭つて實現しなかつた。そうした経過をあとづけてゆくと、「自由貿易」制度の適用をとなえたのは、インドではインド政廳の官僚とアジア系商人、イギリス本國では「協會」とマンチェスターの「製造業者」だったことが判明する。同一の議論を主張しながらも、動機はそれぞれに異なつていて、大別すれば、アヘン貿易を不名譽、不利とするものと、アヘン貿易の擁護をめざすものとにまゝとめられる。後者の立場からは、市場で直面していた中國アヘンとの競争が確認でき、前者の立場、そして制度改革が容れられなかつた結末からは、かれらの認識に缺如していた「資本主義の非産業的形態としてのアヘン貿易の機能」が浮かび上がってくる。

こうしたイギリス人たちの認識と客観的な「アヘン貿易の機能」とのギャップを確認するのが、第五章である。「協會」は一八八六年一月二五日、ナオローらを迎えて會談を開いた。芝罘條約追加條款締結で打撃をうけた「協會」は、組織のたてなおしを模索し、やがて中國からインドへ運動目標を轉換してゆく。この會談はそのなかで、はじめてインドの聲を聴こうとした試みだった。

それまで「協會」は中國の「道義」を高く評價していた反面、インドに對しては一貫して批判的であり、この會談でも、インドは金銭を得んがために、アヘンを中國に輸出している、との見解を表明する。ナオローはこれに對し、インドのアヘン輸出はイギリスへの送金のために存在するのであって、アヘン貿易の利益・恩恵をインドは享受していない、インドと中國はアヘン貿易を媒介に「災いを分かちあっている」と反論した。アヘン貿易を擁護する人々とはもとより、それに反對する「協會」でさえもちえなかったこの「視點」は、同時代イギリス人の認識がはらむ限界を白日のもとにさらした觀がある。

それならイギリス人のそうした認識は、いったい何に由來するのか。第四章は認識形成の材料をなす情報という視角から、その問いに接近する。中國から寄せられたアヘン吸飲情報は、大きく分けて二つある。一つはイギリス領事・海關稅務司の手になるもの、もう一つは宣教師のものであり、總じてアヘンの害を前者は輕視し、後者は重大視した。このような差異が生じたのは、外國人觀察者の目の及ぶ範圍が限られていて、アヘン吸飲者の社會階層のちがいをも含めて分析できなかったからである。イギリスでは一般に前者の情報を尊重し、西洋の飲酒と對比しつつ、アヘンにも「適度な消費」

があると誤認して、その毒性を認知しなかった。その根底には、情報を受け取る側の人種差別意識と「文化相對主義」があり、アヘン貿易に反對した「協會」も、それを免れてはいなかった。そうした思考方法が結果的に、アヘン貿易存続の正當化につながってゆく。

さて以上のあらゆる局面には、必ずといってよいほど、中國のアヘン生産が大きな翳を落としており、その構圖は前篇第三章から依然としてかわらない。中國アヘンを系統的に考察しないままでは、前篇の論旨も十分な説得力に缺けるおそれがある。そこで後篇は、視點をもっぱら中國に移した作業となる。

第一章は中國のアヘン生産を述べる前提として、その起源と廣がりやを長いタイムスパンから概觀する。明代以前の罌粟栽培とその利用方法をみたうえで、一八世紀に吸飲目的のアヘン生産が始まって、嘉慶・道光期に生産が急増した過程をあとづけ、さらには一八六〇年代以降の中國アヘンの品質向上と中國市場からのインドアヘン驅逐、「輸入代替」の趨勢にも説き及ぶ。第三章はこれを最大の產地であつた清末の四川省にしばって、四川アヘンの生産構造を詳細に分析する。

このような中國アヘンの趨勢は當然、それに對する清朝の認識と政策がいかなるものだったかという疑問をいだかせる。これまで斷片的な言及しかなかったその疑問に、いよいよ正面から解答を試みるのが、第二章と第四章である。

前者は前篇第二章・第三章、後篇第一章・第三章からえた「輸入代替」という概念を手がかりに、井上裕正氏が年來となえてきた「外禁」「内禁」という分析枠組、「カントン・アヘン論」の内容を

批判しつつ、アヘン戦争前のアヘン政策を全面的にみなおしたものである。なかなぐいわけゆる弛禁論に對し、これまで往々にして、「アヘン貿易、アヘン吸飲、アヘンの國內生産、この三つの合法化が論理的にどう連關しているかを考察せず、アヘン貿易だけを「弛」めるべき「禁」の對象と見てきたことに異をとなえ、中國アヘンの「種賣」もそれに含まれる、いな「アヘン生産合法化」がもっとも重要であり、アヘンの「輸入代替化」こそ、弛禁論の主眼だと主張する。それなら弛禁論は、一八三〇年代だけにかぎらない、イギリスの「獨占的利益に對抗する」中國アヘンの生産奨励策にはかならず、むしろアヘン戦争後に「支配的なイデオロギー」となつたとみることもできる。

このような「弛禁論」に對しては、もちろん異論も少なくはなかつた。第四章はその代表的な議論として、一八八四年の李用清の上奏文をとりあげて、當時のアヘン政策の推移を追跡する。かれは穀物生産の犠牲、飢饉と背中合わせの交易活潑化、吸飲者の増大、輸入代替效果への疑問という相連關する問題を提起して、アヘン生産容認論の不備を鋭く批判した。しかし現實の前には、そのアヘン生産禁止論は無力だった。周到をきわめるかにみえるその所論には、アヘンの課税政策に對する着眼と批判が脱落していたからである。たび重なる禁令にもかかわらず、アヘン生産・流通が増大の一途をたどるなか、地方當局はこれに課税し、その財政収入としていた。事實上それを黙認してきた清朝中央も、増大する課税収入を獲得できないことに反撥し、ついに一八九〇年、中國アヘンへの網羅的な課税を實行する上諭を發した。「弛禁論」の「イデオロギー」はこれをもって、最終的に放棄され、中國アヘンの問題も新たな段

階に入つてゆく。

率直に言つて、本書はひどく讀みづらかつた。これは評者一人の讀後感かもしれないが、原載論文を個別に讀んだときにはさほど感じなかつたものだから、むしろそれらを一書にまとめたことに由來すると思われる。まず眼につくのは、各章の再録・排列に整理がゆきとどいていないことで、術語・概念の説明をはじめ、敘述に重複が多すぎるいっぽう、各章を關係づけるに必要な加筆・補訂が不足している。純然たる論文集の體裁なら、讀み手もそのつもりで讀みにかかるから、そんな過不足も氣にならない。けれども本書は、そうではない。ここまであえて、かなり紙幅を割いて内容を紹介したのも、また紹介にあたつて、意を以て各章の順序をかえたり、補足を加えたりしたのも、そのためである。

もっともこれは、論旨の傳達という技術的な問題であつて、重大視せずともよいのであろう。しかし同じ加筆・補訂の不足でも、論旨のもつ意義が、そのためにわかりづらくなっている側面は、やはり看過できない。各章の所論が構成する前後篇の、ひいては本書全體の論旨は、研究史上どのように位置づけることができるか、いいかえれば、どこまでがすでに明らかになっている研究成果で、どこからが本書のオリジナルな見解か、ということの説明が不十分なのである。讀者はこの點、本書を使いにくいであらうから、少し立ち入つて見なくてはならない。

まず前篇のうち、アヘン貿易の位置づけをめぐるのは、これまで「イギリス産業資本、とりわけマンチェスターの綿業資本との連關においてとらえることに努力を注いできた」のに對し、本書は「資

本主義の非産業的形態」としてとらえなおしたという。けれどもアヘン貿易のそうした「機能」は、「ジェントルマン資本主義論」に學ぶまでもなく、つとにアヘン戦争前後を中心に、解明ずみのことがらであつて、従前の實證研究も説き及んできたアヘン貿易の役割と推移を、「ジェントルマン資本主義論」が提起する概念で、表現しなおしたといったほうが適切である。

また前篇の中核をなすアヘン貿易反對運動、「協會」そのものについても、これまで研究がなかったかといへば、そうではない。ウイクトリア時代に典型的な壓力團體として、その政治的な活動や、社會的な構成は、イギリス帝國史・社會史研究の領域ではもはや周知に屬するから、「協會」の認識、理念、主張、「論争」に對する本書の分析結果にも、特に目新しい點はみられない。

本書前篇の貢獻として注目すべきは、アヘン貿易の「機能」を追求するに、アヘン貿易反對運動との關連を以てした論法、そして「協會」の認識・「論争」を分析する過程において、それが中國アヘンと關わってくる側面に重點を置いたところにある。兩者あいまって、イギリスのアヘン認識の文脈に、中國アヘンという問題がはじめて正當な位置づけを與えられることとなつた。

そうしたイギリスの認識に窺える中國アヘンの役割は、中國側から一言でいえば「輸入代替」となる。その貿易史上の經過と意義は、すでに研究蓄積が乏しくないためか、深く立ち入らず、本書後篇は「輸入代替政策」の存在を主張し、三つの論點を提出する。第一に従前の弛禁論のよみかえ、第二にそのよみかえた「弛禁論」の連續性、第三に「弛禁論」「イデオロギー」の最終的な放棄と清朝政府の變質、である。いずれも研究史上、著者の獨擅場なのは贅言

を要しまい。ここでみるべきは、したがつてその論證の達成度となろう。

第一は井上裕正氏の所論を批判して導き出した論點なので、その批判の當否を問わねばならない。今後、氏の反論も出てこようから、さしあたっては議論の深まりを期待し、雙方に留意していただきたい點だけ、第三者として申し添えておこう。まず井上氏には、著者の「内禁」「外禁」批判に對し、その定義にまで立ち返つた説明が求められる。氏のいわゆる「内禁」、すなわち「國內におけるアヘン關連行為を禁止する政策」の意味するところが「曖昧」だという著者の指摘は鋭く、典據を徴してみても、アヘンの「禁」を「外」と「内」に判然と分けるのは、アヘン戦争を経てはじめて出てきた考え方であつて、その「内禁」とはアヘンの輸入を防ぐため、内地の吸飲と流通を「禁」じる方策を指すにもかかわらず、氏はその時期と對象を、アヘン戦争以前の「ケシ栽培」も含む「アヘン關連行為」に敷衍しているからである。つぎに著者のほうは、自ら「殘された課題」とした「行商と弛禁論との關係」を具體的に明示する必要がある。井上氏の「カントン・アヘン論」弛禁論カントン體制再建論は、「行商」の疲弊という事實において一貫した論理になつており、著者が「行商」との關係をぬぎにしたままでは、争點の噛み合わない水掛け論に終始するおそれなしとしないからである。

著者はこうしてよみかえた従前の弛禁論を、一八七〇、八〇年代の主張とあわせて「弛禁論」という概念で括り、兩者の共通性、連續性を強調する。兩者は確かにひとしく「輸入代替」をとなえてはいようが、それはイギリスへの「對抗」という「大義名分」「イデ

オロギー」の次元においてである。それだけで、同じ「輸入代替政策」といえるだろうか。一八三〇年代と八〇年代の「弛禁論」は、およそ半世紀の時間を隔てる以上、當然すべてが合致するわけではない。著者はそれを「議論の重點」が「異なる」と表現するけれども、「異なる」のはそればかりではない。清末の政治構造、財政構造に立脚するちがいも見出すことができる。三〇年代に存在しなかった中國アヘンに對する課税は、その最たるものである。著者も八〇年代の「弛禁論」について、「中國アヘンによって外國アヘンに代替させる政策と、中國アヘンに課税し税収を獲得する政策とは、論理的に矛盾を孕んでいる」と述べているものの、明らかにしたのは、課税政策の推移のみであつて、それが「論理的に矛盾」するはずの「輸入代替政策」と兩立できたゆえは、明快な論證がない。こうした「矛盾」が生じるのは、中國アヘンを「課税對象として捕捉」する局面と、アヘン生産が「默認され、廣範に展開している」き、「輸入代替」にいたる趨勢との事實關係をつきとめる前に、八〇年代の主張を「輸入代替政策」と概念化してしまつたためである。立論の手順としては、その關係を先に明らかにし、しかるのちに「輸入代替政策」という概念適用の可否を考えなくてはならなかつたはずである。少なくともいわゆる「論理的」「矛盾」を解消しないかぎり、八〇年代の主張を「輸入代替政策」と表現はできないし、「弛禁論」の連續性も疑問が拂拭できない。

そうした疑問が残る以上、第三の論點のうち、「弛禁論」の「イデオロギー」を放棄したというの、にわかに首肯できない。その直接の論據とする一八九〇年の上諭を讀んでも、「建前としての禁止令はもちろん、銀の流出を防ぐためという大義名分をも、もはや

かなぐり捨て、あからさまに財源として利用する意圖を打ち出している」という解釋は出てこない。清朝政府の「性格」「轉換」のほうは、アヘン課税政策をあつづけた作業から歸納したもので、清朝の中央・地方關係に關するかぎり納得できる。けれどもそれを客觀的に、「イギリスの意向に沿うような形で中央集權を進めようとしていた」とし、總稅務司ハートンの「提言に沿つて」清朝中央政府が中國アヘン課税を重視したことを、「イギリスが中國への製品輸出よりも外債貸し付けを通じて収益を擧げる經濟政策に轉換したことと連關している」とみなすには、著者も自覺しているように論證を缺く。こうしたみかたは、すでに輸入アヘンでいわれてきたことを、中國アヘンに敷衍したといえようが、いずれのばあいも、少なくともアヘンの課税構造、收入の使途・配分、外債に對する海關の役割、海關とイギリスとの關係などの分析、解明を前提としなくてはならない。しかもこのみかたと、一九〇七年の「中英禁煙協定」の締結とは、矛盾する側面があるから、「今後の課題」だとする「中英禁煙協定」の「不可解な點」を解きはぐさなくては、清朝政府の「性格」「轉換」も、論理的な説得力を有しない。

それはまたひるがえつて、前篇にもかかわる。一八八〇年代までの「協會」の認識、およびその限界はわかつたけれども、それが以後の運動の變容や事實の經過に、どうつながるのかは、ほとんど論ずるところがない。とりわけ「中英禁煙協定」の締結は、「アヘン貿易反對運動の地道な運動の成果というよりも、何らかの政治的な判斷が働いたことを疑わせる」というみである。それならいわゆる「政治的な判斷」とは何なのか。上述の中國に對する「イギリスの思惑」「經濟政策」の「轉換」と、どのようにむすびついてい

たのか。アヘン貿易反對運動をそのなかに、いかに位置づけられよいか。九〇年代以降がはっきりしなければ、八〇年代以前の意義もばやけてくる。以上の問いに對し、いわゆる清朝政府の「性格」「轉換」と整合する解答がえられたとき、前篇と後篇がはじめて、有機的な連關をもつであらう。

しかしながら著者が前篇と後篇との架橋に用いたのは、序章にいう、近年の近代中國史研究の「アジアからの方法」、「ステレオタイプ化」したヨーロッパ觀の批判である。西歐に對する一知半解、そしてそれと表裏をなす「中國の獨自性」に對する過度の強調は、なるほどなかならず東洋史研究者が自戒すべきことだと思ふ。けれどもわれわれは、一般的な知識水準はもとより、その背後の研究水準においても、西歐以上に中國のことを知らないのではあるまいか。溝口雄三氏らの主張にそれなりの意義があること、著者の「違和感」を論理化した本書を通讀しても、やはり否定できない。著者の言葉を借りれば、「本來當然であるにもかかわらず、ともすればなおざりにされてきた方法」が、近代中國史研究では、あるいはアヘンに限っても、まだまだ「なおざりにされて」いるからである。

その間の事情は、上に述べたような前篇と後篇の特徴を對比するとよくわかる。前篇は從來の研究とは隔たりが小さく、したがって異論も少ないと思われるのに對し、後篇は創見には富みながら、再考の餘地も少なくない。言い換えれば、イギリス側から見えるアヘン貿易の鮮明な映像に比べれば、中國側から見える中國アヘンの映像は、曇りが拭い去れないのである。アヘン貿易と深く關わる中國アヘンの實體が、なお判然とは見えてこないにもかかわらず、「中國とイギリスとの關わりは、受け身の中國がイギリスからの一方的

な衝擊を受けたというのではなく、また、ほとんど影響を受けずに獨自性をつらぬいたというものでもなく、きわめて複雑な相互連關的なものであった」という、ごく自明な構圖を以て、兩者を同じ地平にあるかのように架橋するのは、性急というほかない。「資本主義世界經濟における中國の周邊化は着實に進んだのである」というような、世界システム論のいささか安易な援用で、本書をしめくらねばならなかったのも、そうした性急さのしからしむところであらう。

こうしてみると、評者につきまといつて離れない感覺の對象は、どうやら研究の偏向ではなく、格差といったほうが適切なようである。著者の「違和感」を本當に活かすには、まずそうした格差を埋めなくてはならない。本書のばあいそれには、何よりもまず、後篇にみえる再考の餘地をなくしてゆくところから着手しなければならぬ。中國アヘンのさらなる究明と、それを通じた中國の理解。それは評者も含め、本書を手にした後進の課題ではあらう。だが廣い視野からこの課題をこなしようる研究者は、著者をおいてはかみあたらない。一愛讀者として、これからも期待してやまないものである。

そうはいっても、愛讀者かならずしも忠實な讀者ならず、愛讀者がゆえに、氣盛な誤讀も免れまい。拙評はそんな愛讀・誤讀のほてにできあがつた。おそらくはとんでもない思い違いを並べ立てたメモにすぎないのだから、誤解かならずしも蛇足ならず、著者・讀者にとって、意想外の着想を得るよすがにならんことを願っている。

註

- (1) 後述するところからわかるように、そもそも文献の涉獵がゆきとどいてゐない。細かな例をあつて、二六八、二七六、三三〇頁の「Woo ting-poo」が、兵科給事中の吳廷溥なめ、J. K. Fairbank, "The Legalization of the Opium Trade before the Treaties of 1858," *The Chinese Social and Political Science Review*, Vol. 17, No. 2, 1933, pp. 228-229 に明らかであつて、かれの上奏文も閲覧可能である。
- (2) E. g. V. Berridge & G. Edwards, *Opium and the People: Opiate Use in Nineteenth-Century England*, New Haven, 1981, pp. 176-184.
- (3) 『海國圖志』卷二「籌海篇 四 議款」『中西紀事』卷二「管籥一得」。
- (4) 加藤祐三『イギリスとアジア——近代史の原畫——』岩波新書、一九八〇年、一四六—一五二頁。
- 二〇〇〇年二月 東京 汲古書院 汲古叢書二六
A 5 判 五十四—一〇十一頁 八五〇〇圓